

静岡市市民活動センター条例の一部改正について

静岡市市民活動センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市市民活動センター条例の一部を改正する条例

静岡市市民活動センター条例（平成18年静岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表1 静岡市番町市民活動センター（1）事務ブース、貸事務室及びロッカー使用料の表中「5,140円」を「5,230円」に、「15,420円」を「15,710円」に、「300円」を「310円」に改め、同1 静岡市番町市民活動センター（2）会議室使用料の表を次のように改める。

（2）会議室使用料

室名	収容 人員	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
大会議室	60人	1,250円	1,670円	1,880円	2,720円	3,140円	4,600円
中会議室	30人	620円	830円	940円	1,360円	1,570円	2,300円
小会議室	15人	310円	410円	470円	680円	780円	1,150円

備考 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後6時まで）及び午前・午後（午前9時から午後6時まで）の区分とし、大会議室の午前の使用料にあつては1,250円と、午後の使用料にあつては2,090円と、午前・午後の使用料にあつては3,140円とし、中会議室の午前の使用料にあつては620円と、午後の使用料にあつては1,040円と、午前・午後の使用料にあつては1,570円とし、小会議室の午前の使用料にあつては310円と、午後の使用料にあつては520円と、午前・午後の使用料にあつては780円とする。

別表2 静岡市清水市民活動センター（1）事務ブース及びロッカー使用料の表中「5,140円」を「5,230円」に、「300円」を「310円」に改め、同2 静岡市清水市民活動センター（2）会議

室使用料の表を次のように改める。

(2) 会議室使用料

室名	収容 人員	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 まで	午後6時から 午後9時 30分まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後9時 30分まで	午前9時から 午後9時 30分まで
第1会議室	28人	620円	830円	940円	1,360円	1,570円	2,300円
第2会議室	24人	620円	830円	940円	1,360円	1,570円	2,300円

備考 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後6時まで）及び午前・午後（午前9時から午後6時まで）の区分とし、午前の使用料にあつては620円と、午後の使用料にあつては1,040円と、午前・午後の使用料にあつては1,570円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市市民活動センター条例（以下「新条例」という。）別表1 静岡市番町市民活動センター（1）事務ブース、貸事務室及びロッカー使用料の表及び別表2 静岡市清水市民活動センター（1）事務ブース及びロッカー使用料の表の規定は、利用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる使用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表1 静岡市番町市民活動センター（2）会議室使用料の表及び別表2 静岡市清水市民活動センター（2）会議室使用料の表の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 4 新条例別表の規定に基づく使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。